

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第7条に係る
事務処理要領の制定について

平成26年3月31日
例規（風）第16号
警察本部長

〔沿革〕 平成28年6月例規（風）第25号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成26年4月1日から実施することとしたので、
誤りのないようにされたい。

別添

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第7条に係る
事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和
39年千葉県条例第31号。以下「条例」という。）第7条の規定による命令に係る事
務処理に関し、条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条
例施行規則（平成26年千葉県公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）に
定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中止命令 条例第7条第5項各号に違反した者に対し、同項の規定により、警察
官が行う命令をいう。
- (2) 再発防止命令 条例第7条第7項の規定により、公安委員会が行う命令をいう。

第3 行政処分

1 中止命令の実施

- (1) 警察官は、中止命令を行おうとするときは、違反場所を管轄する署の署長（執務
時間外にあっては当直主任。以下「署長等」という。）の指揮を受けるとともに、
署長等に対し、違反者に関する次に掲げる事項の有無を照会するものとする。
ア 違反行為時の当日（午前零時から午前6時前の間に違反行為を現認した場合に
あっては、当該違反行為を現認した日の前日）の午前6時まで遡った間における、
条例第7条第5項各号に掲げる行為のうち、当該違反行為と同一の号に係る中止
命令の発出
イ 違反行為日から6月遡った期間における、条例第7条第5項各号に掲げる行為
のうち、当該違反行為と同一の号に係る再発防止命令の発出
- (2) 照会を受けた署長等は、速やかに自署の管轄区域における前（1）ア及びイの有
無を確認するとともに、生活安全部風俗保安課長（執務時間外にあっては当直長。
以下「風俗保安課長等」という。）に対し、県内における前（1）ア及びイの有無
を照会するものとする。
- (3) 照会を受けた風俗保安課長等は、速やかに県内における前（1）ア及びイの有無

を確認し、その結果を署長等に回答するものとする。

- (4) 回答を受けた署長等は、照会を行った警察官に対し、速やかにその内容とともに、前(1)ア及びイに該当しない場合に限り、中止命令発出簿(別記第1号様式)から採番した命令書番号を通知するものとする。

なお、指定する番号の前に、千葉県警察の文書に関する訓令(平成20年本部訓令第22号)別表第2に掲げる所属記号を記載すること。

- (5) 照会を行った警察官は、通知を受けた命令書番号のほか必要な事項を記載して正副2通の中止命令書(施行規則別記第1号様式)を作成し、違反者に正本を交付して中止命令を行い、違反者から命令書受領書(別記第2号様式)を徴するものとする。
- (6) 命令を行った警察官は、違反者氏名等中止命令書に記載した事項について、署長等に速報するものとする。
- (7) 速報を受けた署長等は、中止命令発出簿に必要な事項を記載した上、同内容を風俗保安課長等に速報するものとする。この場合において、風俗保安課長等は、同内容を中止命令管理簿(別記第3号様式)に記載するものとする。
- (8) 命令を行った警察官は、速やかに中止命令発出報告書(別記第4号様式)を作成し、中止命令書の副本、命令書受領書その他の関係記録を添えて、違反場所を管轄する署の署長に報告するものとする。
- (9) 報告を受けた署長は、中止命令書の副本、命令書受領書その他の関係記録の写しを、生活安全部風俗保安課長(以下「風俗保安課長」という。)に送付するものとする。

2 再発防止命令の実施

- (1) 中止命令の報告を受けた署長は、当該違反者に対し再発防止命令を行う必要があると認めるときは、中止命令書の副本その他の関係記録の写しを添えて、再発防止命令上申書(別記第5号様式)により、風俗保安課長を経由し、公安委員会に上申するものとする。
- (2) 聴聞に関する手続については、千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成23年千葉県公安委員会規則第8号)に基づき行うものとする。
- (3) 聴聞の結果、再発防止命令が決定したときは、上申を行った署長(以下「上申署長」という。)又は風俗保安課長を通じて、当該違反者に対し、再発防止命令書(施行規則別記第2号様式)を交付するとともに、命令書受領書を徴するものとする。
- (4) 上申署長は、命令書発出日等の事項について、命令を行った後速やかに風俗保安課長等に通知するものとする。
- (5) 通知を受けた風俗保安課長等は、同内容を再発防止命令管理簿(別記第6号様式)に記載するものとする。

第4 簿冊の保管等

1 簿冊の保管

- (1) 中止命令発出簿は署に備え付けることとし、署生活安全課(刑事生活安全課を含

む。以下同じ。)において保管するものとする。ただし、執務時間外にあつては、署当直において保管するものとする。

- (2) 中止命令管理簿及び再発防止命令管理簿は生活安全部風俗保安課（以下「風俗保安課」という。）において保管するものとする。ただし、執務時間外にあつては、総合当直において保管するものとする。

2 関係記録の保管

- (1) 中止命令書の副本、命令書受領書その他の関係記録は、違反場所を管轄する署の生活安全課において、同記録の写しは風俗保安課において、それぞれ保管するものとする。

- (2) 再発防止命令上申書、命令書受領書その他の関係記録は、風俗保安課において保管するものとする。

3 保存期間

簿冊及び関係記録の保存期間は、それぞれ5年とする。

以下様式省略